

(別紙2)	
移転先21	障害者福祉課
①法令上の根拠	条例第4条第2項 別表第二の11の項、規則第3条 別表第二の11の項 条例第4条第2項 別表第二の12の項、規則第3条 別表第二の12の項 条例第4条第2項 別表第二の13の項、規則第3条 別表第二の13の項
②移転先における用途	東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年6月条例第68号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの 江戸川区心身障害者福祉手当条例(昭和48年10月条例第25号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの 江戸川区難病患者福祉手当条例(昭和49年6月条例第38号)による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として規則で規定する者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☐] その他 (参照システム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)
移転先22	児童家庭課
①法令上の根拠	条例第4条第2項 別表第二の21の項、規則第3条 別表第二の21の項 条例第4条第2項 別表第二の24の項、規則第3条 別表第二の24の項
②移転先における用途	江戸川区児童育成手当条例(昭和46年10月条例第24号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの 江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例(平成元年12月条例第56号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として規則で規定する者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)

移転先23	児童家庭課、各事務所
①法令上の根拠	条例第4条第2項 別表第二の22の項、規則第3条 別表第2の22の項
②移転先における用途	江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例(昭和44年3月条例第11号)による乳児養育手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として規則で規定する者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)
移転先24	児童家庭課
①法令上の根拠	条例第4条第2項 別表第二の25の項、規則第3条 別表第2の25の項
②移転先における用途	江戸川区母子福祉生活一時資金貸付条例(昭和43年3月条例第14号)による生活一時資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として規則で規定する者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)
移転先25	健康サービス課
①法令上の根拠	条例第4条第2項 別表第二の26の項、規則第3条 別表第2の26の項
②移転先における用途	江戸川区入院助産特別加算額等支弁要綱(昭和51年4月施行)による特別加算額の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として規則で規定する者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (参照システム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(参照システム(統合DB)へは原則週次で移転)

移転先26	福祉推進課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に関する主務省令第2条の表の160の項
②移転先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [2) 1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③移転する情報に係る者」として主務省令で定めるもの
⑥移転方法	[庁内連携システム [専用線 [電子メール [○ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [フラッシュメモリ [紙 [その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先27	課税課・納税課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に関する主務省令第2条の表の160の項
②移転先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [3) 10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③移転する情報に係る者」として主務省令で定めるもの
⑥移転方法	[庁内連携システム [専用線 [電子メール [○ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [フラッシュメモリ [紙 [その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時